

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

## ☞ 小規模宅地等の選択替え

**Q** : 私は、相続税の申告で小規模宅地の減額特例の選択を誤り、税金を多く払ってしまいましたので、選択替えをして税額を安くしたいと思っています。選択替えをして申告し直すことはできますか？

**A** : 税法の規定にしたがってなされた選択であれば、申告し直すことはできません。

### 【解説】

小規模宅地等の減額特例とは、残された相続人の生活基盤を保護するという観点から、一定の宅地について、50%又は80%の減額評価が認められている特例ですが、その小規模宅地の減額特例の適用対象とした宅地等の変更が認められるかどうかは、国税通則法において、「課税標準等又は税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は計算に誤りがあったことにより税額を過大に申告した場合に限り、更正の請求(税金の還付をしてもらう申告)ができる」とされていることから、次のように取り扱われることとなります。

- ① 当初の申告において選択した宅地等が、小規模宅地等の減額特例の要件を満たしており、税額等の計算も間違っていない場合
  - ・ ・ 更正の請求は認められない
- ② 当初の申告において選択した宅地等の区分が間違っていたりして、小規模宅地の減額特例の要件を欠いていた場合
  - ・ ・ 更正の請求は認められる

